



長期間入院した場合に医療費の3割を負担するといっても自己負担額が高額になるとことがあります。

このような場合に自己負担額を軽くする制度があると聞きましたどんな制度ですか?



「高額療養費」制度のことですね。この制度は、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度のことです。

実際の治療費

自己負担額 3割

自己負担限度額

自己負担限度額超過分

この超過分を請求すれば戻ってきます。

●実際の治療費が100万円の場合の自己負担額は?

70歳未満、給与月収30万円の場合

実際の治療費 100万円

自己負担額 3割 30万円

自己負担限度額
87,430円

自己負担限度額超過分
212,570円

この超過分が戻ってきます



高額療養費制度の具体的計算表を教えてください。



70歳未満の方の区分		
所得区分 月収: 会社員 総所得金額: 自営業者	自己負担限度額(月額)	多数該当※
① 月収28万円未満 総所得金額210万円以下	57,600円	44,400円
② 月収28万円以上53万円未満 総所得金額210万円超 600万円以下	80,100円 +(実際の治療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
③ 月収53万円以上83万円未満 総所得金額600万円超 901万円以下	167,400円 +(実際の治療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
④ 月収83万円以上 総所得金額901万円超	252,600円 +(実際の治療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
⑤ 市区町村民税の非課税者	35,400円	24,600円

※多数該当とは: 高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間(直近12ヵ月間)で3月以上あったときは、4月目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。



私が、胃潰瘍で入院(1月7日~26日)したときの治療費です。自己負担限度額はいくらで、超過分はいくら戻ってくるのでしょうか?
私の月収は30万円です。



胃潰瘍入院治療出費(入院20日)の自己負担額

入院治療費合計	530,680
①健康保険3割負担額	159,200
その他の自己負担額	
入院時食事療養費	26,220
差額ベッド料金	140,000
雑費	41,250
②その他の自己負担額合計	207,470
①(3割負担)+②(自己負担)の合計	366,670

あなたは、月収30万円なので、高額療養費の自己負担額の計算式は②に該当します。

70歳未満の方の区分

70歳未満の方の区分		
所得区分 月収:会社員 総所得金額:自営業者	自己負担限度額(月額)	多数該当※
② 月収28万円以上53万円未満 総所得金額210万円超 600万円以下	80,100円 +(実際の治療費-267,000円)×1%	44,400円

総治療費(入院治療費合計)は530,680円なので自己負担額は

$$80,100円 + (530,680円 - 267,000円) \times 1\% = 82,737円$$

健康保険3割負担(159,200円) - 自己負担額(82,737円)

= 自己負担限度額超過分は76,463円

(円未満端数四捨五入)



高額療養費が戻ってくるまでどのくらいの期間がかかるのですか？



病院から提出された診療報酬明細書(レセプト)の審査を経てから支払われますので、約3カ月後になります。

そこで、当座の3割負担分の治療費を支払うために政府管掌健康保険に加入されている方には「高額医療費貸付制度」があります。これは高額療養費支給見込額の8割相当を無利子で貸付してくれる制度です。例えば、自己負担限度額超過分が76,463円なら8割61,170円を借りられ、3カ月後に戻ってきた高額療養費で精算します。治療費の家計負担を軽減する制度といえます。



「高額医療費貸付制度」以外でも自己負担額を軽減する方法があると聞きましたどんな方法ですか？



高額療養費の払戻しは、社会保険診療報酬支払基金において医療機関から提出された診療報酬明細書(レセプト)の審査が終わるのを待って行いますので、診療月から3か月以上かかります。できる限り高額療養費の申請手続きが原則不要となる限度額適用認定証(「限度額適用認定証」)を保険証と併せて医療機関等の窓口へ提示すると、1カ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。